

## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和5年12月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20231219	城東交通 有限会社 (法人番号 3400002001622) 代表者三浦 勇太	岩手県盛岡市本宮3 丁目49番35号	本社営業所	岩手県盛岡市本宮 3丁目149番12	文書警告	道路運送法第23条 第3項、道路運送法 第27条第3項	令和5年12月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任(解任)の未届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)死亡事故を惹起した運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(3)死亡事故を惹起した運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。